

# 扶桑北中学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、「どの子にも、どの学級にも、どの学校にも起こりうること」と認識し、本人からの訴えがあればもちろんのこと、一人あるいは複数の者が、特定の者に対して、身体に対して物理的攻撃や言動による脅し、いやがらせ、仲間はずれ、無視などの心理的な行為等を行い、何らかの影響を与えていれば、被害者・加害者が意識しているかどうかに関わらず、「いじめ」ととらえる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」に学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめの定義

本校のいじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」により、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（法第2条）とします。

---

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる苦痛に着目した見極めが必要である。

### 3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

#### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

##### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

##### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 相談アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

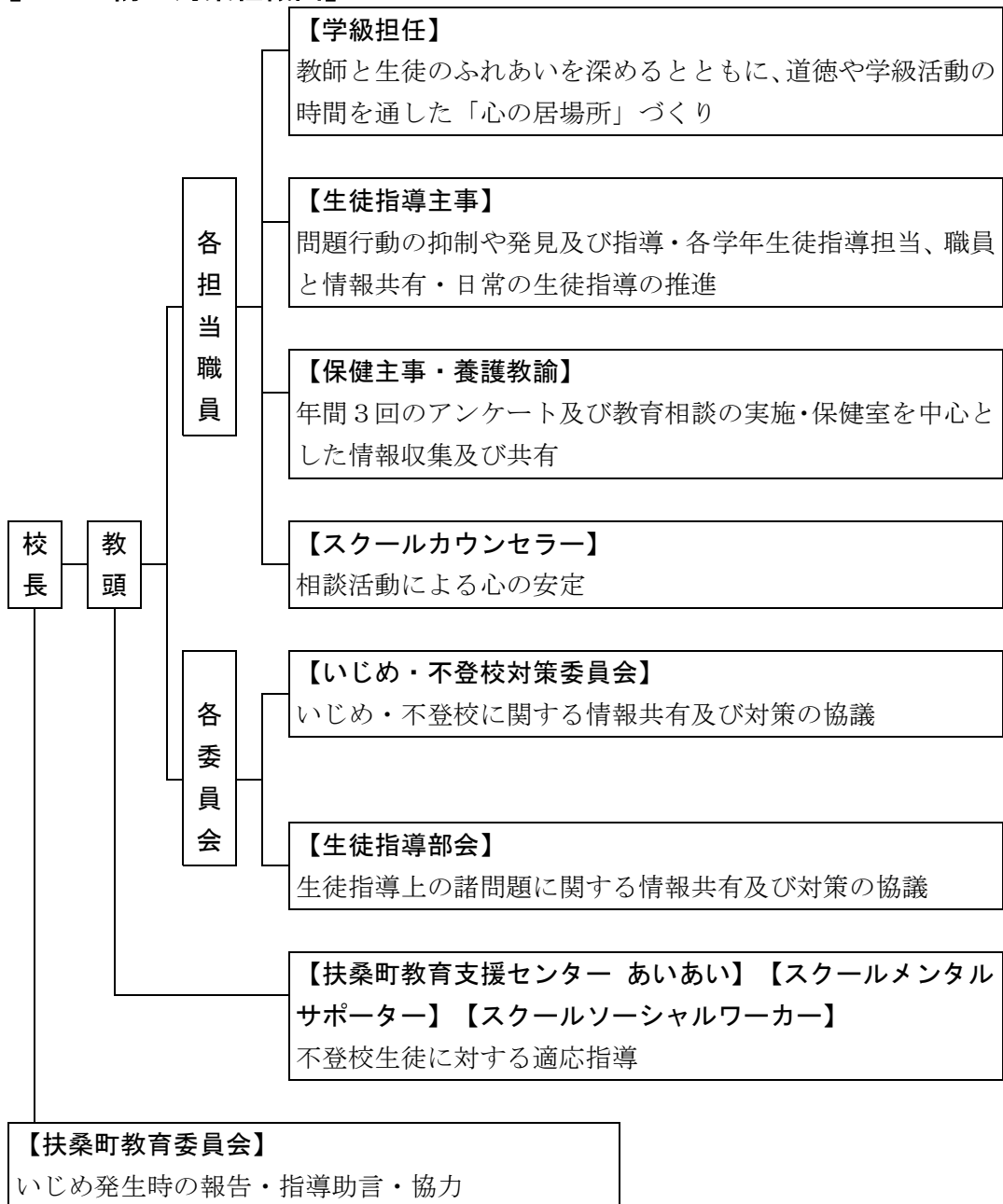
##### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

##### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

## 【いじめ防止対策組織図】



## 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめの未然防止の取組

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ア 相談アンケート（いじめを含む）や教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ QUテストの実施により生徒の様子、人間関係を把握する。
- ウ 生活ノート（「進取」）の日記欄から、生徒の実態、考え、悩みを知る。
- エ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- オ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 教育上必要であると認めるときは、いじめを行った生徒を出校停止の措置等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ク 問題が解消したと判断した場合も、被害生徒及び加害生徒について、指導後の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。
- ケ いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められ、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれのある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

### 【いじめに対する指導の基本的な流れ】

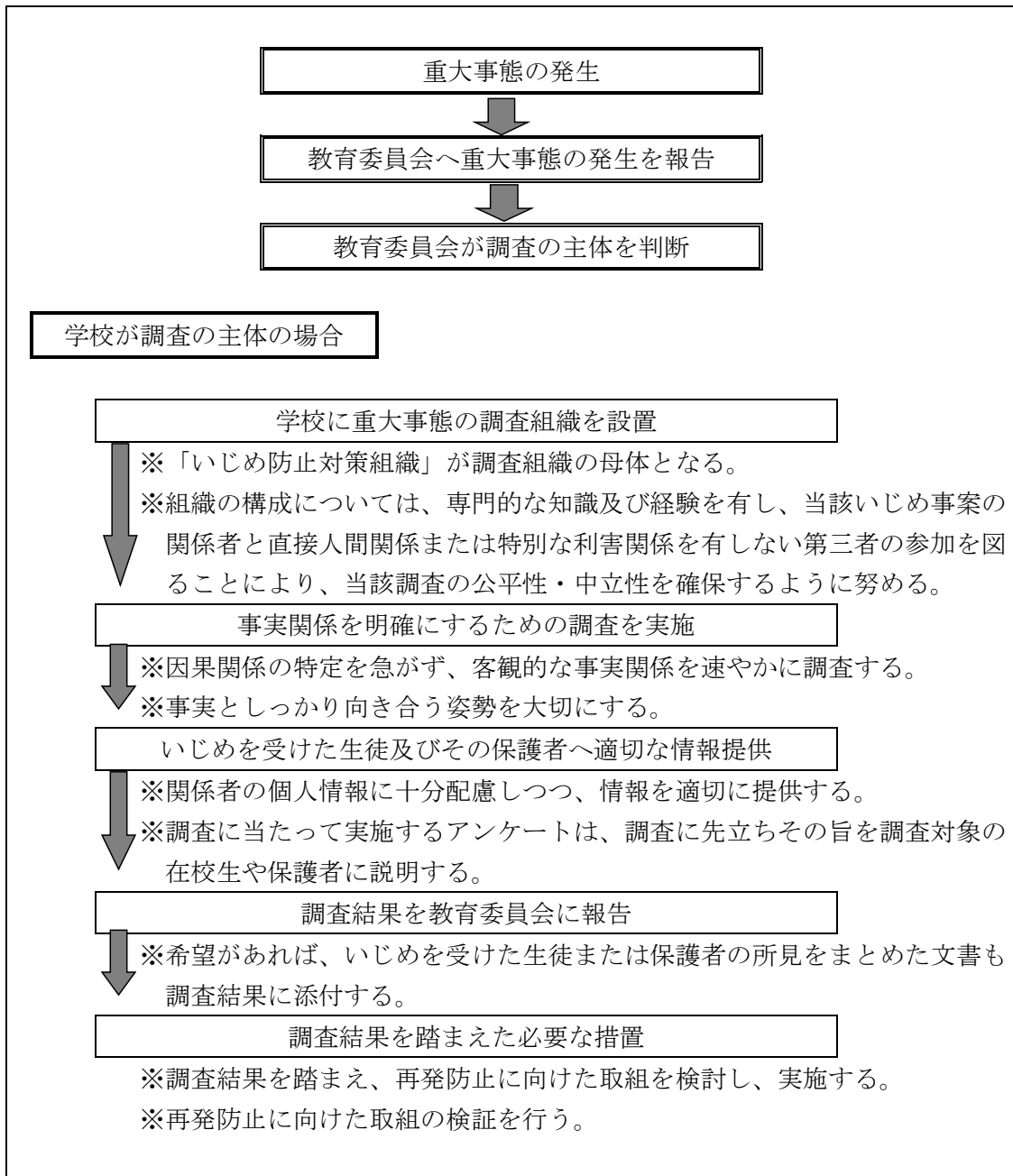
- (1) 担任は、いじめの場面に遭遇したら、学年主任や各学年の生徒指導担当者に報告し、指示や助言・協力を得る。また、早急に校長に報告をして、必要があれば「いじめ・不登校対策委員会」を臨時に開催する。
- (2) いじめ問題の処理にあたり、学級担任が中心になるが、状況に応じて、部活顧問、養護教諭、当事者の生徒が話しやすい教師の協力が必要である。そのためにも、全職員一丸となって指導にあたる。
- (3) 生徒指導担当者会において、たえず情報交換と対応にあたる。この会は毎週開かれ、いじめに関する情報交換を行う。
- (4) 5月・9月・2月に年3回、「いじめ・不登校対策委員会」を定期開催する。委員会の内容については、全職員に報告する。
- (5) スクールカウンセラーと連携して、教育相談の体制の充実を図る。
- (6) どの段階にあっても、職員間で広く情報を共有し、共通理解のもとで指導を継続していく必要がある。
- (7) 複雑な問題であればこそ、電話連絡ではなく、直接面談や話し合いの場を提供するようにして、学校側の考え、指導方針を保護者に理解してもらいやすいようにする。
- (8) 生徒に指導したこと、保護者と面談したことについて細かく記録を残しておく。

## 5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、臨時に「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

※ 重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態。及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

## 【重大事態の対応フロー図】



## 6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回（12月）実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

### <年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会 ○進取の式	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○相談アンケート	○授業参観 ○「いじめ防止基本方針」の説明
5月	○第1回いじめ・不登校対策委員会	○情報モラル指導 ○自然教室（2年）	○教育相談	○授業参観・資源回収
6月		○修学旅行（3年） ○薬物乱用防止教室（3年）		
7月		○道徳（平和学習） ○福祉実践教室（1年）		○長期休業における校外指導
8月				
9月	○第2回いじめ・不登校対策委員会		○相談アンケート ○教育相談	
10月		○ネットモラル（1年） ○職場体験学習（2年）		
11月		○進取祭		○授業参観・資源回収
12月		○道徳（人権） ○ネットモラル（2年）		○長期休業における校外指導 ○学校評価アンケートの実施
1月	○自己評価アンケート（職員）	○保健指導（命の大切さ）		
2月	○第3回いじめ・不登校対策委員会 ○検証と改善策の検討	○生徒総会	○相談アンケート ○教育相談	
3月	○次年度の計画作成	○卒業生を送る会 ○巣立ちの式（3年） ○立志の式（2年）	○分析と対策	○長期休業における校外指導

通 年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○生活ノート（進取）	○あいさつ運動 (テスト週間)
--------	-----------------------------	---	------------------------------------	--------------------

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。